

## 教育再生実行会議第3分科会（第2回）議事要旨

日 時：平成26年11月10日（月）10：00～11：30

場 所：中央合同庁舎第7号館3F2特別会議室

出席者：赤池文部科学大臣政務官、有識者10名、富田衆議院議員ほか

○赤池文部科学大臣政務官より以下の挨拶があった。

（赤池文部科学大臣政務官）

○ 今回は、委員の方々からの意見発表をもとに議論を深めていただきたい。

前回の会議においては、文部科学省より、幼児教育から大学、専修学校等の教育費等について、諸外国との比較や財政措置、費用負担の現状などのヒアリングを行い御議論いただいた。

本日は、小林委員、松田委員に意見発表をお願いしている。両委員には、教育財源に関する文部科学省内の勉強会にも御協力をいただいたので、専門的な立場から、貴重な御意見をいただきたいと考えている。

前回、下村大臣からも申し上げたとおり、今後提言をまとめるに当たり、資料3を一つのたたき台にしていただきたいと考えている。これは、本年5月の教育再生実行会議の場で大臣から説明したもののだが、改めて、ご覧いただきたい。

1ページ目は、我が国の置かれた現状、2ページ目は、教育投資・教育費をめぐる状況を説明している。

3～4ページ目は、教育投資が①少子化の克服、②格差の改善、③経済成長・雇用の確保や将来の公的支出の抑制といった課題を解決して「一人一人の豊かな人生」と「成長し続け、安心できる社会」を実現できることを示しており、5～8ページ目は、その具体的な例を挙げている。

その上で、9ページ目は、教育再生のグランドデザインとして「世代を超えて、全ての人達で子供・若者を支えることにより、家庭の経済状況や発達障害等を含む発達の状況などにかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供・若者や社会人が質の高い教育を受けることができる社会」を実現することを掲げている。今回の議論に際しては、このグランドデザインが出発点になると考えている。

10ページ目は、グランドデザイン実現のためのビジョンとして、順次着手していくべき施策の例として、粗い試算だが、その投資効果を示しており、これをたたき台として、ここにはまだ十分に描かれていない点について、活発な御議論をお願いしたいと思う。

具体的には、第1に、ここに示された施策の例について更に精緻にして、優先度について検討する必要がある。

第2に、その際には、機関補助と個人補助の組み合わせはどうあるべきかなどの検討も

必要である。

第3に、教育投資の効果として、ここには経済成長や将来の公的支出の抑制についてのみ簡単に書かれているが、それ以外のものも含め、更なる検討を加えていただきたい。

第4に、こうしたビジョンを実現するための財源確保の在り方について、予算の見直しによる方法、税による方法、民間資金の活用などの方法が考えられるが、それらの在り方について、先生方の知見を活用して深掘りをしていただきたい。

最後に、以上申し上げたことの実現のためには、国民の理解が必要なのは当然であり、そのための戦略についても、周知徹底をどうすべきか、皆様方の御意見をいただきたい。

以上、今後、御検討をお願いしたい視点について、前回、下村大臣からも申し上げたが、私のほうからも発言をした次第である。今後とも積極的な御議論を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 前回欠席の委員等より自己紹介がなされた。

(北山委員)

○ 大臣の勉強会が去年の暮れぐらいから3月ぐらいまで開催され、私もそのメンバーになっていた。教育再生実行会議のレベルに議論の場が移されたということで、非常に心強く思っており、積極的に参画したい。

(富田議員)

○ 平成5年初当選で、今6期目だが、財務副大臣、法務副大臣を経験した。公明党の文教政策の責任者を続けているので、昨年1月からの教育再生実行会議にオブザーバーとして参加し、5次にわたる提言にも参加していた。その中で、いじめ防止対策推進法、教育委員会制度改革に公明党の責任者として自民党と協議させていただき、実現することができた。第3分科会でも、よろしくをお願いしたい。

○ 小林委員及び松田委員より、以下のとおり意見発表があった。

(小林委員)

私は高等教育が専門であり、本日は高等教育の主に教育費の負担論、公的負担と私的負担の問題についてお話する。その中でも、特に授業料と奨学金を組み合わせることが重要ということについて説明したい。教育費の負担軽減には、特に所得連動型ローンが重要であると思っているので、やや詳しく説明したい。最後に、寄附や基金の活用を含めて、公的負担の在り方と政策的なインプリケーションについて御報告したい。

教育費の負担論については、公的負担と私的負担に分けられる。私的負担は、更に家計負担と民間負担に分けられる。家計負担は、親あるいは保護者の負担と、子つまり学生本

人の負担に大別され、これらをどのように組み合わせていくかが大きな問題であり、公的負担を考える場合にはこれらの全体を考えていく必要がある。

まず、教育の公的負担の根拠についてはいろいろな考え方がある。

第1に、憲法第26条、教育基本法第4条に規定されている教育の機会均等、具体的に言えば、格差是正が公的負担の根拠になっている。これは個人にとっての問題だけではなく、社会全体から考えると、有意な人材が教育を受けられないことによって浪費されていくという問題があるので、重要な意味を持っている。また、世界人権規約では高等教育の漸進的な無償がうたわれている。

第2に、人材の養成、経済成長のための生産性向上、効率化が公的負担の根拠になっている。特に基礎研究のように市場に乗りにくい分野についてこの点が挙げられる。

第3に、教育の社会経済効果である。特に重要なのは外部効果で、価格にあらわされない、周りの者の生産性の向上、健康の増進、犯罪の減少、労働移動やミスマッチの緩和、少子化の緩和が挙げられる。これは市場に任せると外部性の分だけ需給が過少になるので、公的負担が必要である。

次に教育の公共性、社会的共通資本という言い方もある。更に準公共財としての教育という考え方もある。

教育の経済効果の例としては、大学が地域経済に及ぼす影響、高等教育を受けた者が受けていない者に及ぼす外部効果の計測例がある。教育の社会経済効果を社会に対して明確に示すことが重要である。

これに対して、公的負担に対して受益者負担論があるが、私的負担のみで教育を受けることになると、教育を受けた者からすると社会的貢献を全くしなくていいという理屈になるので問題が多い。

教育費の負担には教育観が大きく影響している。3つに大別すると、まず日本は家族主義であり、親が子供の教育に責任を持つ。そのため教育費も親、家族が持つ。それに対してスウェーデンのような考え方は対極であり、教育は社会が支えるものなので全て公的負担、スウェーデンでは私立大学も授業料は無償であり、こういった福祉国家的な考え方である。もう一つは、イギリス、アメリカ、オーストラリア、アングロサクソンの諸国に強い、学生本人が負担するべきであるという個人主義的な考え方である。世界の大勢では、高等教育の進学率の上昇と、公財政の逼迫により、次第に本人負担の方に向かっている。その中でも、日本、韓国が家計負担の重い国として知られている。

日本は1960年当時GNPに比して教育水準が高い国として知られ、これが日本の経済成長を促したが、その構造が続かなかった。つまり、政府負担も公的負担も伸びたが、高等教育の拡大が私立大学によって起き、補助金がないために家計負担が増えたことで、現在では日本はOECD諸国の中では最低水準になっている。可処分所得に占める授業料の比率を見ると、年々増加し、家計の負担が重くなっており、こうした構造が続くかどうか問われている。調査では、特に所得の低い人達は給付奨学金や預貯金の取り崩し、支援機構の奨

学金等を使って、何とか進学ができていう状況になっている。

進学の格差については、私立大学の進学率には大きな格差があるが、2006年は国公立大学の進学率の格差は所得の差が余りないのが特徴であった。国公立大学はそれだけ機会均等に寄与していた。しかし、2012年の調査では、国公立大学は所得の低い人達にとっては入りにくくなっており、この調査結果が正しいとすれば、国公立大学がそのミッションを果たせないという大きな問題になると危惧される。

また、2006年は、成績がいい子供達は、所得階層にかかわらず大学進学がほとんどできていた。親、家族が無理をして、何とか子供の成績がよければ進学させてきた。これを「無理する家計」と私は呼んだが、2012年では、所得の低い人達にとっては進学が難しくなってくる状況が出てきており、家計負担が重くなる中で進学の格差が生じている。

もう一つ、調査では、進学できなかった人達に進学したいか聞いたところ、6～7万人いた。特に、経済的な困難者で給付奨学金があれば進学できる可能性がある人が2万人程度いる。

こういう中で、教育費の負担を軽減することが大きな問題になるが、将来を見通せるようなファイナンシャルプランを示すためには、経済的な支援をしていくことである。具体的には、様々な教育費負担の軽減策を組み合わせることが重要である。その中でも、奨学金と授業料を組み合わせる政策が各国でとられている。歴史的には大学は、奨学金しかも給付奨学金が多くあり、授業料が低いということで、学生や家計にとっては最も望ましいわけだが、次第に財政が逼迫して、進学率が上がってくると、奨学金は出せなくなる。それに対して、授業料を払っても大学に行きたい人が増えると私立大学がその需要に応える形になる。現在は起きているのは、高授業料・高奨学金と言われるもので、アメリカの大学から始まり、イギリスの全ての大学でもとっている方式だが、大学は収入も増やせし、学生も獲得できる。

ただ、もう一つの大きな問題としては、各国とも財政的には厳しいので、給付奨学金からローンへの移行が進展したが、このことで様々な問題が起きてくる。最近では、グラントの重視、給付奨学金の重視に再転換をしており、主要国で給付型奨学金がないのは日本だけである。国立大学の授業料は1970年から2010年までに50倍も上がっており、私立も合わせて上がっている。

日本の奨学金は貸与奨学金であるが、そのローンの問題が大きい。特に所得が低いほどローンの負担感は強く、ペナルティーを強化すればするほど社会的な反発を生むという問題が起きている。所得が低いほど将来返済できるかどうか不安である。

それに対する解決策の一つとして各国でとられているのが、所得連動型ローンである。ローン負担を軽減させて回収率を上げる方法として知られており、卒業後の所得に応じて返済するために低所得層ほど負担感が少ない。所得に応じた返済額や一定の所得以下での返済の猶予、あるいは一定の期間または年齢で帳消しにするというルールがある。また、所得が低いほど返済期間が長期化し利子負担が大きくなるため、利子の補給を行う。それ

以外に家族の人数などを考慮する。重要なこととして、源泉徴収あるいは類似の方法をとるため返済が滞らないということがある。

各国でもう一つあるのは賞与奨学金の返済の免除で、日本では現在、大学院生しか制度がないので、改善の必要がある。

また、寄附や基金の活用、エール大学の例を示すが、大学の努力だけでなく税制や資産運用、様々な改正支援が行われ、基金が急速に伸びている。寄附・基金を活用するためには、幾つかの要件の緩和や民間の活力の活用が必要である。

最後に、政策的なインプリケーションとしては、教育の公的負担のためには国民に教育に税を使うことを十分に納得してもらうことが一番重要である。そのためには計測上の困難があるが、教育の社会経済的効果を具体的に示す必要がある。更に、人材の浪費や防止、福祉関係の費用の削減を教育によってできることを示せば、教育に投資することの根拠になる。また、財源は限られているので、寄附や基金、マッチングファンド、民間の育英団体などを活用することを考えていくことが重要である。

(松田委員)

○ 少子化研究の立場、家族社会学というバックグラウンドから、「少子化対策としての教育の役割」ということで、特に幼児教育無償化について御報告する。少子化の主要因をもう一度見直してみると、1つは未婚化が出生率を下げているが、その背景に若年雇用や出会いの問題、またライフデザインが描きにくくなっている。2つ目が、夫婦が理想の数だけ子供をもうけられていない。理想とする子供数をもうけられることができれば出生率は大幅に回復するが、背景に子育てや教育の経済的負担がある。

教育にできることは何かというと、教育力向上により、個々人の稼ぐ力がアップする、これは未婚率の改善につながるが、今日のテーマは、家庭の教育費負担の軽減。具体的には、1つは幼児教育の無償化。もう一つは、高等教育費の負担軽減。私の立場としては幼児教育のほうが先ではないかと申し上げたい。

教育政策のうち、少子化対策にかかわる部分は公的な性格がある。そうすると、方向性は3つある。一つ目は全世代で負担。2つ目はシニア世代から子供の世代へ。3つ目は現役世代や子育て世代内でも子供を育てている人に主に予算配分をするというもの。

我が国は1989年に1.57ショックがあり、ここで少子化を問題として認識し、その後、対策をしている。しかし、出生率が下がっているということは、対策し切れていないということ。従来の少子化対策は、保育所を中心とした子育て支援と、仕事と子育ての両立支援、ワーク・ライフ・バランスの2つが両輪である。育休も、短時間勤務も、そして低年齢児保育も、メンターゲットは出生・育児期に継続就業する正規雇用者同士の共働き夫婦であった。それ以外の方に対して、少子化対策は恩恵がなかった。結果については、保育と両立支援は前進したが、それ以外の面が改善されていない。出生率は回復していない。

1970年代以降の出生率低下の大半は、未婚化。その背景としては、雇用の問題。教育か

らは、稼ぐ力を伸ばして、自分でいい仕事につけるようにする方向がある。

夫婦の理想とする子供数は2.42だが、予定子供数は2.07人、実際に産めている数が2を割っている。このギャップを埋めることが出生率回復には必要である。夫婦の役割分担の実態で、第1子出産前後の女性の就業状況は、育休を取得して継続就業した方は増えており、これは政策の効果。しかし、育休を取得しないで就業していた女性と併せると、過去25年間で一定である。4分の3の家庭では少なくとも一時期は専業主婦家庭であり、復職する場合は、主にパートである。今、配偶者控除の議論がなされているが、出産した人のマスを占めるこういう方が利用しており、ワーク・ライフ・バランスというだけでは、この層は余り反応しない。

夫婦の出生力低下の背景は、子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、もう一人産みたいけれども、産めない。特に子供を3人以上産もうとするときに、これがネックになる。これは他の理由を断トツに引き離している。その負担の内訳は、大学がやはり多い。今、若年層の子供を抱える世代の貧困率が上がっており、経済的に教育費負担がかなりつらい。そうすると、もう一人お子さんをもうけることもつらいと思う。

少子化対策の観点からは、「パラダイム転換」が必要である。従来のパラダイムは、女性の社会進出などによって出産・育児期にも共働きを望む人が増えてきたが、保育所が足りない、両立環境が足りないということで、出生率が下がってきた。しかしながら、全体を見たときに、若年層の雇用の劣化、それから、夫が働き、妻が家事・育児を主にしている「典型的家族」、妻のパート世帯もここに入るが、この家庭においての出産・育児が難しくなっていることが、我が国の少子化の主要因である。

以上を踏まえ、少子化対策として、教育政策が貢献できることとして、注目したいのは、次の2つである。1つは未婚化をどう捉えるか。結婚したいけれども、できない方に環境を改善することによってできるようにしていく。もう一つが、子育てや教育の経済的負担を軽減していくこと。出生率を回復させることができれば将来人口が安定する。そのためには、夫婦の出生児数を理想の数だけまですは持てるようにする。そのためには、経済的負担を軽減していく必要がある。

特に幼児教育無償化との絡みで申し上げると、次の3つの点で期待される。

1つは出生率回復で、理由としては、子育て世帯が追加でもう一人産むという意味決定をしやすい年齢である。無償化による経済的負担の軽減が出生率上昇につながる。児童手当よりも費用対効果は高いと思う。

2つ目は、公平性。費用負担を軽減するときに、幼児教育の負担軽減と高等教育の負担軽減を考えると、幼児教育のほうが公平性が高い。それは全員通っているから。現状、高等教育に通う子供は半分ぐらいであり、階層による差がある。

3つ目は、教育としての効率性。教育段階別に効率性を見たときに、教育投資の効果が高いのは幼児教育のほうではないか。

具体的なデータを紹介する。1つは、OECD諸国で、家族・子供向けの公的支出の割合を

比較的重視している国のほうが出生率が高い。各政策と出産意向の変化について、都内の女性を対象に行った調査では、児童手当を2～3倍にすると出産意欲が5%ポイントぐらいい上がる。効果的だが、所要額が大きい。それに比べると、幼児教育の無償化に関しては、全額自己負担を今ある基準とした場合、そこから無料にした場合は4%ポイントアップする。これは所要額がかなり少ない。諸外国において、特に出生率が回復したフランス、イギリスは幼児教育の無償化が進んでいる。

最後に財源確保の方向性について。教育政策のうち、少子化対策に関しては個人のメリットよりも、公共的な性格があると思う。財源確保を考えると、3つの方向があり得るのではないかと。1つ目が、全世代的な負担。もう少し踏み込んで申し上げると、候補は恐らく消費税だと思う。2つ目が、世代的な予算配分の見直しとしては、高齢者から子供へということ。高齢者向け支出を分母とした家庭・子供向け公的支出で、この割合が高い国ほど出生率が高い。高齢者ばかり重視ではいけないのではないかと。3つ目は、現役や子育て世帯内での予算配分の見直し、制度の見直しもあり得ると思う。今、ちょうど議論の俎上に上っているものが配偶者控除。

配偶者控除は実質的に育児をした家庭の経済的負担を軽減することになっており、方向性は3つあるだろう。1つは、子育て世帯への経済的支援になっているため現状維持。2つ目は、それを子供数による控除に変える。3つ目は、子供のためということを考えるのであれば、控除だけではなくて、現物支援もあり得る。子育て関係の手当、保育の補助、あるいは幼児教育の無償化などの支援に充てることがあり得る。更に、2番と3番を組み合わせることもあり得る。これが、私からの問題提起である。

○ 各有識者等より以下の発言があった。

(貝ノ瀬委員)

○ 財制審において、小学校1年生の35人学級を見直して40人学級に戻し、それによって生じた財源を幼児教育無償化に充てるべきという議論がなされていると聞く。第3分科会の第1回での文科省からの説明のとおり、我が国は幼児教育と高等教育に対する公財政支出が脆弱であるということは事実。しかし、その充実を図っていくのに、これからの時代に必要な能力を育成するための授業革新や、質の高いきめ細かな指導が求められている義務教育から削って幼児教育に回し、教育予算の枠の中で帳尻を合わせるというのでは本末転倒である。

省内でやりくりして何とかしろということでは財務省は要らない。特に、教育再生実行会議は安倍政権が国家戦略として教育改革を行うために設置されたものであり、省庁縦割りの発想ではなく、省庁の枠を超えて議論が必要。この第3分科会はそのための議論の場であると認識している。しっかり議論した上で、教育再生実行会議としての考え方を発信し、国民的な理解が広がるようにしていきたい。

(土居委員)

○ 3点コメントさせていただく。1点目は、小林先生の御発表について、特に大学の給付型の奨学金は意味のあることだが、まだ大学内で改められる余地が残っているのではないか。私のアイデアは、大学の授業料を能力ないしは成績別に割ってはどうかというものである。つまり、成績の優秀な学生は授業料を免除、割引にする。成績の悪い学生から割高な授業料を取る。成績優秀者に対して学費の免除を行うことで、事実上、給付型の奨学金のようなものを大学内でも行う。もしそうなったら学生は頑張ろうとなる。今は親の所得を見ることで授業料免除は各大学なりの取組でされているが、もう少しめりはり付けを大学内でもやれるところからやっていけば、給付型の奨学金ができるまでの間の一つのつなぎとして有効だと思う。

2点目は、消費税の問題である。今年の4月に消費税率が引き上げられたが、授業料は非課税なので、適切に転嫁をしなければいわゆる損税になり、消費税を添加するという名目で授業料を上げない限り、その分だけ学校法人の収支が悪化する現象が起こってしまう。そこで、教育財源を確保するためにそれを課税にする。授業料を払う方に対しては単なる授業料の値上げみたいな話になるが、そこで得た財源を、例えば給付型の奨学金の財源にするということになれば、学校法人の損税問題も解決し、事実上、奨学金によって負担軽減・免除になるというやり方もある。

3点目は、松田先生の御発表で言及された配偶者控除についてである。私が委員をしている政府税制調査会では、配偶者控除についての考え方は大きく分けて3種類程度あり、現状維持を強く推している委員はあまりいない。特に焦点になったのは、共働き世帯と片働き世帯との間で配偶者控除の差がある点はもう少しニュートラルにしたほうが良いというポイントがあった。スクラップ・アン・ビルドして、103万円の壁のような就労調整を助長している面があるので、配偶者控除を見直してはどうかという議論があった。同じ議論の中で子供数による控除という話もあり、それは扶養控除についてもどう見直すかというところに議論が波及すると思うが、これも抜本的に考えることを提起しているところであり、子供の数で受けられる控除の額が変わってくる等、もう少しよりよい形に改めてはどうかという方向にもつながってくると思う。今はまだ配偶者控除をどう見直すかという点がポイントになっており、その財源をどうするかというところまで議論が至っていないが、控除見直しによって得た財源をどう活用するかということになったときに、教育再生実行会議等がなんらかのアイデアを早目に打ち出していく必要がある。なぜ、財源が出るかというと、高所得の世帯に対しては、配偶者控除の形を変えたときには増税になるということがある。

(河野委員)



○ これからの日本の教育課題として、グローバル人材の育成が挙げられており、一人一人の能力・可能性の伸長に向けた更なる支援の充実が必要。そのためには、幼児教育からつながる義務教育段階での少人数教育の推進が子供達一人一人にきめ細かい指導を行うために重要である。現行の学習指導要領の下では、基礎的・基本的な知識・技能、それらを活用した思考力・判断力・表現力、そして学習意欲を育み、一人一人に確かな学力を育成するために、授業改善や指導方法の工夫改善が学校現場での課題となっている。そのため、教職員には教材研究に励んだり、個に応じた働きかけをしたり、子供達の取組に対する評価やフィードバック、研修も必要。しかし、学校現場は、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題への対応や、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒への対応、保護者への対応、地域からの要望、更には膨れ上がる事務処理等によって多忙を極めており、学習指導要領の円滑な実施のための条件整備が不十分ではないかと感じている。

財政審で方針として出された「35人学級見直し」については、「一体何を考えているのだ」というのが学校現場の声である。多くの先生方が70時間から80時間の勤務超過である。土・日であっても、ほとんどの先生が学校に来て仕事をしている状況。全日本教職員連盟の「教員の考える適正な学級規模について」という調査でも全体の9割が30人以下の学級規模が適正と考えており、小学校低学年ではより少人数を求める傾向が強い。多様化・複雑化する教育問題に適切に対応していくためには教職員の定数改善が必要である。そのためには、義務標準法の改正を伴う基礎定数の充実が必要。少人数教育、学級規模の少人数化を目指し、この会議での議論、学校現場の声、保護者の声等も集め、民意を生かして取り組んでいくべき。

(赤池政務官)

○ 貝ノ瀬第2分科会主査、また、河野委員からもお話があった財制審に関しては、論拠を持って主張すべく準備をしている。自民党からも、文部科学省が来年度の概算要求をした、質と数の一体的な改革による教職員の向上に関して、財務省に対して申し入れをしていただけることも聞いているところである。これからもこの会議での御意見も踏まえながら、しっかり対応させていただく。

(小林委員)

○ 土居委員が言われたように授業料を変えることは難しいが、アメリカを中心として行っている高授業料・高奨学金は同じ授業料の差別化政策である。アメリカの場合、授業料は高額だが実際に払っている学生は少ない。様々な給付奨学金があり、実質的には値引きをされている。それが成績などで行われれば、授業料が学生によって違うことになり、こういった形が今、アメリカやイギリスでは盛んになっている。ただし、その基準は大学によって違うわけであり、成績などを重視するものや学生の必要性に応じるものもある。

授業料を非課税から課税化したいという御提案は、私は日本学生支援機構の奨学金につ

いても手数料なり利子に上乗せすることで給付奨学金の財源をつくったらという提案をしている。ただし評判がよくない、これ以上の負担を学生に求めるということで、なかなか通していただけない。個人的に財源的にあり得る方法ではないかと思っている。

松田委員の御発表に対して、公平性の問題、現状、高等教育に通うのは子供のうちの半分で、階層による差があるということだが、授業料と奨学金のめり張りをつけることでかなり改善される問題であると思う。高等教育に通うのは半分ということだが、専門学校を含めると大体4分の3が高等教育に進学している。

ヘックマンによると、就学前教育を受けていない子供が、受けたらどのぐらい効果があるかについては、効果が物すごくあるわけだが、日本の場合、就学前教育を受けている人が圧倒的に多いので、どちらが必要かについてはもう少し検討する必要があると思う。

(樋渡委員)

○ 現場で40人から35人というのは議論になり、反対が多いかと思ったら、実はそうでもなかった。非公式に学校の先生にも聞いたところ、余り変わらないという意見が大体半分、大問題であるというのが半分であった。これが少なくとも武雄市の相場観である。学校の先生方は、県の教育委員会に山のように資料を出さなければならないとか研修に往復3時間かけて出なければならないなどの負担がある。しかも学校の先生はレポートを出す、出された県の教育委員会も市の教育委員会も余り見ていないということで、目的と手段が完全に分離している。その負担の軽減を文科省から指導して欲しい。

先週、衆議院の経済産業委員会で、政策に対してキャッシュバック制度を設けるべきということを示し上げた。経済産業のいろいろな施策で、自治体がいろいろな補助金や交付金をいただいているが、例えば、目標に対して7割達成できたならば、3割は自治体はその分のお金を返すべきではないか。小林先生の「教育の社会経済的効果を具体的に示す」ということがまさにそのとおり。文部科学行政でそのままなじむかは別にしても、明確な指標によって、目的が達成できなかった場合は、返上すべきではないか。そうすると、自治体にいい意味での緊張感が生まれる。そういった数値化と、数値化に伴う責任の在り方を出すと、国民やメディアが納得すると思う。

最後に、小林委員に質問として、イギリスなどにいろいろなローンがあったが、これは国の関与は何かあるのか。

(小林委員)

○ 国によってかなり違い、オーストラリアの場合は、利子負担が大きくなるので、利子は全面的に補助している。イギリスの場合も、同じように利子補給はしていたが、所得によって利子を変えることを今はやっている。所得連動型のローンの場合、大きな問題としてあるのが、所得が低い人達はずっと払わないようになってくる、あるいは低い返済額しかないのか、20年とか30年たつと帳消しにするというルールがある。実質的には給付奨学

金になる性格を持っている。その部分について、イギリスでは当初30%ぐらいと言われていたが、現在、ある推計によると4分の3は全額返済しない、それだけ公費負担になっている。ただ、イギリスの場合はそれでも公費負担すべきであるという議論も強いことをつけ加えたいと思う。

(北山委員)

○ 小林先生のプレゼンテーションについてはその通りだと思う。5～6年前、経済同友会の教育問題委員会の委員長として「経済格差を教育格差に繋げないために」というタイトルの提言を取り纏めた際、主として高等教育の機会均等、例えば給付型奨学金の拡充についての試算や、成績・年収などを給付の条件にすること等について議論していた。

企業の参画という観点からこの問題を考えると、例えば企業がスポンサーとなる給付型奨学金や冠講座など、間接的に教育費の負担を軽減する方策はある。

もう一つは、社会人の学び直しや高等教育の複線化という流れの話。企業が新卒一括採用という従来のパターンをもっと変えていけば、社会人になってからもう一回大学や専門学校で学び直す機会を作ること、ある程度は経済負担の間接的な緩和になると思う。そういった、企業の理解ないしは参画を求める視点を強く出しては如何かと思う。

(河野委員)

○ 武雄市の例で、35人学級見直しについて、「余り変わらない」が半数、「大問題である」が半数だったという紹介があった。少人数になれば、きめ細かい指導ができるという面は当然だが、学級数は各学校の教職員数の算定に直結しており、学級数の増により教職員配置が増えることが、校務分掌の分担上非常に有り難いという面もある。また、クラスの中で人間関係がうまくいかない場合に、クラスが複数あればクラス分けで乗り越えることもできる。

(佐々木委員)

○ 下村大臣が5月に出された資料3でいろいろな方々にお話しさせてもらったが、みなさんが一番驚かれたのが年齢別一人当たり政府支出という部分だった。働いている世代の人に一番驚かれたのが、80歳、90歳、そして100歳を超えたら500万円ということ。これについては一度どう思われますかという調査をしてはどうかと思う。もっと子供達に回したらどうかという高齢者の方もいるのではないか。限りある財源の中で移動させようという事で、もし高齢の方々のお金を削るとなったときにいろいろな意見対立が起こるかも知れないので、調査をして、数字を出せばどうか。

小林先生の公的負担か親や個人の負担かという部分だが、私は今の税制の率で公的負担を増やすのは難しいと思う。授業料が高額で、高給付型にするほうがいいと思う。高い授業料を払わなければいけないが成績をよくすれば返ってくるとか、出席で頑張れば返って

くるというふうに、学ぶためのモチベーションがかかるような様々なインセンティブを整えるほうがいいと思う。

(松田委員)

○ 学級の人数の調整などをして浮いた予算を持っていくことに対しては、私としてもそれは違うと思う。教育に新しい役割が求められてきており、それに対応して、新しいことをやるには予算を他に要求していくのが筋と思う。また、OECDと比較しても、公教育の投資が少ない中で、その中でやりくりするのは限界がある。教育にどのような公的な役割があるかということ、国民や関係省庁に訴えていくことで新たな予算を獲得していくのが方向と思う。ただ、効率化できるところはやっていくということであろう。

(加戸副主査)

○ 35人学級の話があったが、私達の時代はシーリングがあって、文部省から要求するときには前年度の枠の中で、増やしたければ中で削ってから要求していた。毎年、社会保障費が増えていくので、薬価や医療単価を削って抑制しようとしたら、物すごく評判が悪くて選挙で大敗した時代がある。高齢者から子供へは、まさにそのとおりだが、この議論はどこか他の分野を削れとなると、大きな波紋を呼ぶと思っている。そういった点で、独自の財源を目的税的に取り上げてターゲットにするのが有力と思っている。これから産まれてくる子供達のために、相続税の中に相続特別税を設けて、幼児教育の無償化に充てる、特定財源にすることで国民の理解を求めることは不可能ではなく、かなりいい案と思う。

高等教育の財源問題としては、若いうち、収入が少ないときはゼロ、またはすごく軽減しておいて、大きく収入が増えたときにどんと返せる方向へ持っていけば、一つの方法と思う。また、税の問題からすれば、企業が採用する人材は税金がつき込まれているので、法人特別税ということで、新採用する職員一人については幾らと、税とするかは別として、そういう方法も提案できるのではないかな。

(富田議員)

○ 最近法科大学院卒業生で1,200万円のローンを抱える学生があらわれる時代になって、奨学金は広げ過ぎたのではないかと反省しており、給付型の所得連動返還型の奨学金に転換していったほうがいいのではないかと、我が党でも議論をしている。

衆議院の経済産業委員会でオーストラリアに行って、オーストラリアの制度も勉強したのだが、トラック運転手の年収が1,200万円から1,500万円で驚いた。最低賃金が1,500～1,600円と日本のほぼ倍で、正規雇用の定年制がない。そういう意味で、製造業がみんな逃げているが、それだけのバックボーンがあるので所得連動返還型の奨学金が制度として定着している。日本では、今の状況のままでやると、イギリスのように返さない人のほうが多くなってしまおうと思うが、そのあたりはどうか。

(小林委員)

○ そこがポイントであり、どういうふうに組み立てるかによって全然違ってしまふ。

所得連動型は閣議決定されて、文科省内でも検討が進められていると聞いている。どういう形で、低所得層の人達を重視するのか、早く返すことを重視するのか、幾つかの要素の組み合わせで決まるので、その検討が重要であると思う。オーストラリアの場合には、経済成長をしているのでやりやすいということと、授業料相当額が今までは相当安かったので返せるということがある、国情が違うので、その辺も十分考えなければいけないと思う。

○ 鎌田主査より、次回も、委員からの意見発表及びそれをめぐる議論を行いたいとの発言があった。